

愛北広域事務組合における女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画（第2期）

令和3年4月1日
愛北広域事務組合

愛北広域事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、愛北広域事務組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、業務課業務第1係の所掌事務として、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況等の点検・評価等を行う。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

その分析結果から、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

目標：本計画の期間内に係長職以上の女性職員を1人以上にする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期
前項の数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

取組内容	実施時期
女性職員の資質及び能力の向上を目的に、専門研修・セミナー等へ積極的に派遣する。	令和3年度から適時